

<第1期こども計画 パブリックコメント案>

資料8

令和5年4月に施行されたこども基本法第3条において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われている。

また、第11条ではこども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けている。

これらの法律にのっとり、こども計画のパブリックコメント(大人が対象)だけでなく、パブリックコメントに準じた方法でこどもの意見聴取も実施する。

パブリックコメント

●対象 18歳以上

●設置・配信場所

分庁舎(ミグラス)1階、かしはら万葉ホール1階、保健センター北館1階、中央公民館、ナビプラザ、子ども総合支援センター、市ホームページ

※その他に地区公民館へポスター掲示を行い、ロゴフォームで回答いただけるようにする

●方法

上記設置場所へ、こども計画案、わかりやすい版、市民アンケート、意見様式、意見箱を設置

※意見箱等は設置するが、基本的にはロゴフォームで回答いただけるようにする

●実施期間 令和6年12月9日～令和7年1月10日

子ども本人の意見聴取

●対象 小学生、中学生、高校生(～18歳未満)

●設置・配布・配信場所

①分庁舎(ミグラス)1階、かしはら万葉ホール1階(図書館)、昆虫館、市ホームページ

②市内小中学校

③市内高校・大学・短大・専門学校

●方法

①こども計画案、こども版、わかりやすい版、市民アンケート、意見様式、意見箱を設置

②小中学生に対しては学校のタブレットによる配信、保護者へはコドモンで配信

③市内高校・大学・短大・専門学校に対しては、ポスター・チラシ配布

※小学1～3年生用、小学4～6年生用、中学高校生年代用、18歳以上用の4種類の回答フォームを準備。

●実施期間 令和6年12月9日～令和7年1月10日